

## 今月のコンテンツ

- マイナンバー特集 ~マイナンバー講座その 2~
- 働き方・休み方改善!
- 中小企業の為の”補助金”
- メンタルヘルス ストレスチェック(SC)
- 退職時の社会保険料の考え方
- ビジストスタッフの非日常…尾崎・森本

## マイナンバー講座~その 2~マイナンバーの利用について

## マイナンバーの認知度は 30%!?

内閣府が実施したマイナンバーの認知度アンケート結果が 2 月 20 日付けの全国紙に掲載されました。

記事によるとマイナンバー制度に関して「内容を知らない」とした人の割合が 7 割に上ることが判明したそうです。

ビジストでも今年に入って実際にマイナンバーに関するお問合せを頂くことが多くなってきました。

マイナンバー制度開始後もお客様がスムーズにナンバーの取り扱いに対応できるよう、今回は利用についてみてみましょう。

## ●マイナンバーの利用場面

主な提出書類の例	マイナンバー利用開始時期
雇用保険被保険者資格取得届	平成 28 年 1 月
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	平成 29 年 1 月
給与所得者の扶養控除(異動)申告書	平成 28 年 1 月

2016 年 1 月より利用がスタートするマイナンバーですが、それに先立ち、今年 10 月にはマイナンバーが記された通知カードが各個人宅に送付されます。

会社としてはその番号をいつから収集してよいかという問題がありました。今年 10 月より収集可能となることが明らかになりました。これに伴い、個人番号関係事務実施者(事業者)に対して個人番号の安全管理を義務づける法律も 10 月に施行されますので、マイナンバー取扱(安全管理措置)の体制作り、本人確認の体制整備を 10 月までにを行うことが求められます。

## ●マイナンバー取扱いのガイドライン

**取得:** 本人確認。マイナンバーは本当に本人のものかどうか(なりすましの防止)

**利用:** 目的外利用の禁止(現行の個人情報保護法では本人の同意を得れば目的外利用を行っても良いが、特別個人情報保護法ではマイナンバーの目的外利用は如何なる場合も禁止されている。)

**移送:** 安全管理措置に配慮。例: 普通郵便→書留、電子メール添付時のパスワード等。

**保管:** 安全管理措置に配慮。例: 施錠キャビネット、電子データにはアクセス制御。

**廃棄・消去:** 廃棄・消去の記録を残す。安全管理措置に配慮。例: 書類は必ずシュレッダー。電子データは完全消去。

**委託:** 安全な委託先を評価し、個人情報保護に関する契約を締結。定期的な委託先管理。

**提供:** 法令で定められた役所(ハローワーク、自治体、税務署等)にのみ提供可。第三者提供の禁止。

ご覧のように取扱場面別にガイドラインが定められています。なんだからいへんそうだな、という印象は受けるものの、実際どのように社内を整えればこれらのガイドラインを遵守できるのか、見えてきていないのがほとんどの事業者の実状です。各会社様が具体的にどう対応すべきかについては、今後開催を予定しておりますビジストオリジナルのマイナンバーセミナーにてたっぷり時間を取って分かり易く解説させていただきます。奮ってご参加下さい。(文:コンサルタント荒井)

## ~セミナー開催スケジュール~

5月末 マイナンバー利用時の課題と解決策について 6月末 個人情報保護の取組みについて

場所:ビジストセミナールーム 定員:20名様

費用:5,000円(顧問先企業様は2名様まで無料)

詳細なご案内はビジストNews4月号により告知させて頂く予定です。

## 編集こぼれ話

今号も巻頭から「マイナンバー特集」をお届けしております。

新しい制度に対応するには時間と労力がかかります。まだ来年の話だから…とのんびり構えて目の前の課題に追われていると、あっという間に運用本番の日を迎えることになりそうです。プライベートではそんな経験はよくありますが…ビジストではマイナンバー制導入後も皆様に安心して手続きをご依頼頂けるよう、社内整備にとりかかっています!

さて先日協会けんぽの平成 27 年度健康保険料率が決定しました。例年 3 月分より変更となっていた健康保険・介護保険料率が今年度は一ヶ月遅れの 4 月分から変更となります。健康保険・介護保険料共に料率引き下げとなりました。例年と変更月が異なりますので、給与から控除する際は特に気をつけましょう。改定後の保険料率は協会けんぽの HP で確認できます。3 月の納入告知書にも同封されます。

料率の変更に季節を感じるまでに成長した?モリモトでした!

## 働き方・休み方改善

大西 美佳

厚生労働省が、働き方・休み方の改善に取り組むきっかけとして活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました。



このサイトで取り上げられている主なコンテンツは

- ① 働き方改革取組事例
- ② 働き方・休み方改善ハンドブック(業種別)
- ③ 地域のイベントと連動した年次有給休暇の取得促進
- ④ 「働き方・休み方改善指標」を用いた企業向け自己診断
- ⑤ 「働き方・休み方改善指標」を用いた社員向け自己診断

今月は①の働き方改革取組事例に取り上げられている

富士ゼロックス(株)さんの事例を見てみましょう。

目的：生産性を向上し、社員と会社がともに持続的に成長できる環境を実現するため、働き方の変革を進める。

目標：年間総労働時間 1800 時間台、年休取得率 8 割以上

【生産性向上に向けた働き方変革】

#### ●意識・風土の変革

「成果を出すためには残業は当然」という意識から「定時に業務完了して成果を出すことが基本」という意識変革や、部下への仕事の優先順位を把握して、マネージャーが適宜フォローすることが当たり前となるような組織風土作り。

#### ●業務簡素化、効率化

現場から上がってきた決裁や契約手続等の簡素化など、より生産性向上に向けた業務プロセス改革を実践する。

#### ●勤務制度の見直し

営業・開発・本社スタッフなど職種や領域を問わず、全社員が「協働」することにより、チームとしての生産性を高める制度に刷新する。

#### ●その他

- ・会議資料の削減、会議時間を 30 分切り上げ
- ・チーム単位での業務の簡素化、効率化に向けて何ができるか検討する
- ・朝型の働き方を奨励し、20 時以降の勤務を原則禁止

ビジストでも、以前から残業なし、定時間で仕事を終了するように徹底しています。雇用契約に提示したお給料というのは、与えられた職務を、定時間で完成させることを前提としたもので、残業する権利は、従業員さんには本来ありません。残業は会社の指揮命令のもと行うものであり、一定の時間内に業務を遂行し、結果を出すという、本来の労働契約を履行してもらおう。だからこそ、会社は労働基準法やそのた法令を遵守する義務があると思っています。そこを今一度はっきりさせて、各自の生産性が、高いのか低いのか、適正な状態を労使ともに理解したうえで、仕事の質と量という成果評価を行っていくべきだと思います。

## 中小企業のための”補助金”

細谷 明子

平成 26 年度の補正予算によって、中小企業向けの補助金に関する募集がスタートしています。

## ものづくり・商業・サービス革新補助金

## ✓事業の概要

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

## ✓公募期間

受付開始 平成 27 年 2 月 13 日(金)

締 切 平成 27 年 5 月 8 日(金)当日消印有効

## ✓公募要領

「革新的サービス」「ものづくり技術」「共同設備投資」の3つの部門に分かれています。製造業だけでなくサービス業であっても該当すれば応募できます。

## ✓対応窓口

対象となる事業を実施する場所が大阪府内の場合は、「大阪府地域事務局」へ、それ以外は実施場所の各都道府県中小企業団体中央会へお問合せください。

## 中小企業連携プロジェクトを支援

## —中小企業活路開拓調査・実現化事業—

## ✓事業の概要

環境変化に対応するため、単独では解決困難な諸テーマ(新たな活路開拓・付加価値の創造・既存事業分野の活力向上・新陳代謝、情報化の促進、技術・技能の継承、海外展開戦略、各種リスク対策等)について、中小企業が連携して改善・解決を目指すプロジェクトを支援します。

## ✓公募期間

受付開始 平成 27 年 2 月 16 日(月)

締 切 平成 27 年 4 月 16 日(木) 予算到達次第終了

## ✓公募要領

「中小企業組合等活路開拓事業」「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」「連合会等研修事業」の3つの部門に分かれています。

## ✓対応窓口

全国中小企業団体中央会 振興部



厚生労働省の助成金もそうですが、中小企業の振興に関する補助金も国が積極的に教えてくれるものではなく、私たち自身で情報を収集してアクションしなければ何もスタートしません。国も中小

企業を積極的に支援しようとしているのであれば、その施策を利用しないのはもったいない話です。このような助成金は、主に中小企業診断士や認定支援機関になっている税理士が情報提供しています。皆さんのお知り合いに該当する方がいらっしゃらない場合、中小企業診断士や認定支援機関になっている税理士をご紹介することは可能です。ご希望の方はホソヤマまで!

## メンタルヘルス **ストレスチェック(SC)**

磯部 和代

最近、SCについて横浜、東京でセミナーをいたしました。全体的な印象は、まだ具体的な方針が厚労省から出されていないため、各企業とも対応ができないで困っているという状況を感じました。

昨年末 12 月 17 日に報道発表された検討会の資料を見ますと「～望ましい」という表現で具体的な方法を示しているところもありますが、文章が読みづらく、何をどうしたらいいかが判りにくいものでした。

大企業ではほとんどこれまでに SC のようなチェックテストや EAP を導入しているのですが、そこでのカラミや産業医とのカラミのところをどうしていったらいいかということが一番気になっているようです。SC の実施者は医師、保健師、研修を受けた看護師、精神保健福祉士ということなのでこの有資格者をどう絡ませていくかということです。また、厚労省の指針等が出てきていないので何とも言えませんが、今お使いの EAP がそのところは一番考えていて、顧客に問題が無いように考えているはずです。一度、EAP の準備の様子を聞かれるといいと思います。

また、上記看護師と精神保健福祉士にはどんな研修をさせればいいのかと質問がありました。これも、検討会の資料では以下に掲げる事項を範囲として、対象者の資質を踏まえて具体的な研修科目、内容、時間を設定することが適当とし

- ①産業保健
- ②職場のメンタルヘルス及び職場のストレス
- ③職場における個人及び集団への支援手法と書いてあります。

あまり具体的でないのは、これから厚労省が具体的な指針をだし、それを行う教育機関等も公表していくはずですが。現段階では、判らないのでもう少し待って、厚労省の情報をとるようにしてください。



## 退職時の**社会保険料**の考え方

平井 佳代子

年度末が近付き、退職者が増える時期となってきました。

毎月の社会保険料(健康保険料、介護保険料および厚生年金保険料)は、事業主が従業員の給与から徴収し、事業主負担分を併せて納付期限(対象月の翌月の末日)までに納付する義務があります。社会保険料は月単位で徴収し、原則として、資格喪失日(退職日の翌日)が属する月の前月分までかかることになっているため、退職日と資格喪失日の関係により、最終的に社会保険料を徴収しなければならない月が替わることがあります。そこで、以下では具体的にケースを挙げて、退職時の社会保険料の考え方を解説します。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

### 【ケース1】3月30日に退職する場合

この場合、退職日の翌日、つまり3月31日が資格喪失日となるため、資格喪失日が属する月(3月)の前月(2月)まで社会保険料がかかります。(3月は丸1ヶ月加入していないため、3月分の社会保険料は徴収しない)

### 【ケース2】3月31日に退職する場合

この場合、退職日の翌日、つまり4月1日が資格喪失日となるため、資格喪失日が属する月(4月)の前月(3月)まで社会保険料がかかります。退職日の違いは1日にも関わらず、社会保険料は1か月分の違いが出てくるケースが発生します。そのため給与計算時には、社会保険料の徴収間違い、漏れがないように注意しなければなりません。

### 【ケース3】3月1日に入社し3月30日に退職する場合

ケース1・2の例外として、入社月と同一月に退職となった場合は、加入月の社会保険料が発生することとなっています。(この場合、3月分の社会保険料を徴収する必要がある)

なお、雇用保険料については、月単位ではなく、支給した給与額に雇用保険料率を乗じることにより算出するため、社会保険料と混同しないように注意しましょう。



## ビジスタッフの非日常！

### おいしいお茶を求めて～

尾崎 貴子

あるテレビ番組で「凍りだしのお茶」が「絶品!飲んだことがない味!」と言っていたことを真に受け、ぜひそのお茶を飲んでみたいと、美味しいお茶を求めて宇治へ行ってきました。

初の一人観光です! 買物や美術館へは一人で普通に出かけるのですが、一人観光に出かけるのは初めてで電車に乗りながら、なんだかそわそわ～(何度も地図を見直したり、乗り換え案内を見直したり・・・ちょっと不安・?)

宇治駅に到着し、以前宇治に来た時のことを『そういえば長男がお腹にいる時に主人と平等院や天ヶ瀬ダムを観に行ったなあ、20年以上前か～』と思い出し懐かしい気持ちになりつつ、宇治駅から橋を渡り歩くこと 5 分、観光客の数に、お店の方の声に宇治の町はこんなに観光化したんだ～と時間の流れを感じました。

お茶の香ばしい香りに誘われ、観光客の多く集まるところを覗いてみたり、お店の方の声かけに流され試食してみたりと、どこでお茶を購入しよう?と、わくわく

しながら、迷いに迷い

結果、テレビに出ておられた

お店でお抹茶をいただき、茶葉を購入することに!

お抹茶いただきました!



お店の方の茶葉についてのお話と、おいしいお茶の入れ方のお話をしっかりと聞き、目的の茶葉の購入を済ませることができました。次は懐かしの平等院です～。

平等院は外国の方の観光客も多く、しばし並んで入場券を購入しました。しかし、お堂の中に入るにはなんと1時間待ちとの事で断念、新しく美しくなった外観を拝観しました。

建物はとても

色鮮やかで

屋根の上には

鳳凰が金色に

輝いています。

平等院は極楽

浄土や阿弥陀

入来の姿を

描かれている

ことを館内の解説から改めて学びました。極楽浄土ってこんな感じ???

一人の観光はなぜか早く終わってしまい、予定時間より早く帰路に。

自宅に帰り、家族にうんちくを語りながら、凍りだしのお茶と、普通に入れたお茶との飲み比べです。普通に入れたお茶も大変おいしいのですが、凍りだしのお茶は、まるやかで口の中に広がる飲んだことのない味わいです。おいしいー! 幸せなひと時でした。



## OH! STRAWBERRY!

森本 雅子

子供の頃、美味しいものを少ししか食べさせてもらえず、「美味しいものを好きにだけ食べられる大人」に憧れた覚えのある方はたくさんいらっしゃるでしょう。私の場合はきっちり人数分に切り分けられた誕生日の苺のホールケーキでした。一人一切れと決められて、しかも運悪く苺が乗っていない部分が回ってきて泣きながら抗議した記憶があります…。そんな記憶をいまだに引きずっていたのか、ある日ふと思立ちました。

「苺をおなかいっぱい食べてみたいな!」

スーパーでいちごパックを大人買い、という手段もありましたがあまりにも味気ないので躊躇していたところ、友人からいちご狩りのお誘いがありました!

訪れたのは和歌山にある「貴志川いちご狩り園」。貴志といえばあのスーパー駅長ネコ「たま」のいる「貴志駅」があるところ。どちらかといえば犬派の私ですが有名人に会いに行くような心持ちで、貴志行きの電車を待ちます。まもなくしてホームに入ってきたのはなんと「いちご電車」!

とても可愛い車体のデザインです。車内はいちごづくしの内装で、シートもイチゴ模様!甘い香



りが漂ってきそうです。いちごの形のクッションが置いてあるテーブル付の座席もあり、出発後は車両の端から端まで見て回り、記念写真を撮ったりしてあっという間に終点の貴志駅に到着しました。移動手段に過ぎない電車をエンターテイメントに変身させた素晴らしいアイデアに感服です。いちご狩りに向かう人々を最大限に歓迎する地元の心意気を感じました。貴志駅には「たま駅長」ではなく「ニタマ駅長」がガラスケースの中に鎮座していました。「仕事ができる」顔をしていました!駅からは徒歩数分でいちご狩り園に到着します。ビニールハウス内では貴志川産の大粒いちごが緑の間からぽつぽつと顔をのぞかせています。これは!と思う真っ赤ないちごを摘み取ってカップ

に入れますが、まさに隣の芝生は青い、隣のいちごは赤い、という感じで、どうしても隣の列のいちごの方が大きく赤く見えて、移動するのですが、より良く見えたはずのいちごより尚おいしそうないちごをさらに隣の列に見つけてまた移動する・・・という滑稽な作業を繰り返した末、どのいちごも同じように見えてくるようになるまで夢中でもぎ取っては食べてを繰り返しました。

今回の大人食べて一つ気付いたことは、少し食べて満足するのも大人だなあ、ということです。誰よりもたくさんおいしそうないちごを取るぞ!と意気込んで夢中になっていた貴志川いちご狩り園の私は、紛れもなく子供に返っていましたから…。

